

## ○財団法人簡易保険加入者協会反社会的勢力に対する基本方針

協 企 第 375 号

平成 22 年 10 月 27 日

(目的)

第 1 条 財団法人簡易保険加入者協会（以下、「当協会」という。）は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断し、断固としてこれらを排除していくことで、社会の信頼性を維持するとともに、業務の適切性及び健全性の確保に努める。

(定義)

第 2 条 この規程において「反社会的勢力」とは、「暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等の暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人」をいう。

また、上記以外で、「暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力を用いて不当な要求行為を行う集団または個人」を含むものとする。

2 反社会的勢力をとらえるに際しては、属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である。

(基本原則)

第 3 条 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則は次のとおりとする。

- (1) 反社会的勢力による不当要求には、理事長以下、組織全体として対応する。
- (2) 反社会的勢力による不当要求に対応する役職員（代理店代表者、事務局代表者及び募金参加を含む。）の安全を確保する。
- (3) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、外部の専門機関と密接な連携関係を構築する。
- (4) 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
- (5) 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- (6) 反社会的勢力による不当要求が、不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠ぺいするための裏取引は絶対に行わない。
- (7) 反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

(組織対応)

第4条 当協会に反社会的勢力対策委員会を設ける。

2 反社会的勢力対策委員会の委員長は、理事長とし、理事及び監事を委員とする。

3 反社会的勢力対策委員会は、委員長が必要に応じ開催する。

4 反社会的勢力対策委員会の事務局は、総務部長とする。

(情報管理)

第5条 反社会的勢力に関する情報は、総務部において管理する。

(体制整備)

第6条 第3条の基本原則に則り、関係規程類を整備するとともに、画一的な対応を取れるようマニュアルを整備する。

(補則)

第7条 反社会的勢力への対応に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年11月1日から施行する。